

高松市・香南町

vol.2 2004.6

合併協議会だより

編集・発行／高松市・香南町合併協議会事務局

本格的な合併協議が始まる!!

合併の方式は編入合併で確認

高松市・香南町合併協議会

(第3回会議の会議風景)

★行政制度等の調整方針が決定され、今後、この方針に基づき、両市町の行政制度・事務事業等について、調整(すり合わせ)が行われることになりました。

★合併後の市において、マスタープランとなる建設設計画を作成するに当たって、構成・期間・区域等をまとめた、建設設計画の作成方針が決定されました。

Contents (目次)

- 第2回会議の結果 2
- 第3回会議の結果 3
- 行政制度等の調整方針 3
- 建設設計画の作成方針 4
- お知らせ 4

第2回会議の結果

3月25日(木)に合併協議会
第2回会議が、香南町中央公民館で開催されました。

会議の内容は次のとおりです。



次の事項について報告されました。

報告第3号～第6号

- 幹事長及び副幹事長の互選結果について
- 幹事会部会部会長の指名結果について
- 高松市・香南町合併協議会だよりの発行について
- ムページの開設について



議案第10号・第11号の2件が審議され、原案のとおり決定されました。

■編入合併における主な合併協定項目等の取扱いについて

編入合併では、編入される香南町の法人格は消滅します。それに伴い、特別職・議会の議員等が失職するほか、条例や規則が失効することになります。ただし、合併特例法では、それらに関する特例措置が設けられており、合併協議会では、今後、これらの取扱いについて協議していくことになります。

合併の方式		編入合併
法人格		編入される香南町の法人格が消滅する。
市の名称		通常、編入する高松市の名称となる。
市の事務所の位置		通常、編入する高松市の事務所の位置となる。
市町長など特別職の職員		高松市の市長など特別職の身分に影響はなく、香南町の町長など特別職は全員失職する。
議会の議員	原則	高松市の議員はそのまま在任し、香南町の議員は失職する。 (定数の増加分だけ増員選挙を行う。)
	特例	次のいずれかを適用することができる。 ①香南町に選挙区(定数:1人)を設けて、増員選挙を行うことができる。(定数特例) 定数特例は2回(増員選挙、それに続く最初の一般選挙)適用できる。 ②香南町の議員は、高松市の議員の残任期間、在任できる。(在任特例) この場合、さらに最初的一般選挙で編入合併の定数特例を適用できる。
農業委員会の委員 (合併市町に1つのみの委員会を置くこととする場合)	原則	高松市の委員はそのまま在任し、香南町の委員は失職する。
	特例	選挙による委員のうち、合併後の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は、40人までの範囲で、高松市の委員の残任期間、在任できる。
条例・規則		高松市の条例・規則を適用する。 (合併に伴い、必要な改正を行う。)
建設計画		少なくとも編入される香南町の区域の建設計画を作成する必要がある。
各種行政制度 事務事業		高松市の行政制度や事務事業が基本となり、部分的に調整や見直しを行う。

議案第10号

平成16年度高松市・香南町合併協議会事業計画について

合併協定項目の協議

行政制度・事務事業現況調査の実施及び調整

建設計画の作成

合併協議会だより、ホームページによる情報の提供等

議案第11号

平成16年度高松市・香南町合併協議会予算について

《歳入》
・市町負担金、県補助金等

《歳出》



第1回会議で提案された協議第1号から第4号までが、原案どおり確認されました。

協議第1号(確認)

合併の方式について

- 香川郡香南町を廃止し、その区域を高松市に編入する。
(合併協議に当たっては、対等の立場に立つて協議を進める。)

協議第4号(確認)

市の事務所の位置について

- 市の事務所の位置は、高松市番町一丁目8番15号(現高松市役所の位置)とする。

協議第3号(確認)

市の名称について

- 市の名称は、高松市とする。

協議第2号(確認)

合併の期日について

合併の期日は、現時点において、

平成17年3月31日を目標とする。

(協議の進捗状況等を見極めて提案する)

・会議費、事務費、事業推進費等
(合併協議会だよりの発行、ホームページの管理、建設計画の作成等)

協議第2号(確認)

2

議案第13号**建設計画の作成方針について****(1) 計画の趣旨**

両市町の速やかな一体化の促進と新たなまちづくりを進め、もつて住民福祉の向上と地域の均衡ある発展を図る。

(2) 計画の構成

合併後の市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための施策・事業、公共的施設の整備及び財政計画を中心として構成する。

(3) 計画の期間

合併後、おおむね10年間について定める。

(4) 計画の区域

原則として香南町地域を対象とするが、両市町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と認められる場合は、高松市地域についても対象とする。

(5) 作成上の留意事項

① 基本方針を定めるに当たっては、将来を見据えた長期的視野に立つものとする。

② 対象事業については、第3次香南町振興計画及び新・高松

市総合計画など、基本的な施策・方針との整合性に留意するとともに、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮する中で、その有効性・効率性や緊急性・優先度等を総合的に勘案し、合併後のまちづくりの根幹となるべき事業を選定する。

③ 公共的施設の整備については、その機能や役割を整理する中で、必要性や効果、地域バランス、財政状況などを考慮しながら検討する。

④ ハード面の事業に偏ることなく、ソフト面の事業についても重視した計画とする。

⑤ 財政計画については、市町村の合併の特例に関する法律による特例措置等及びその他の法令等による支援制度を活用するとともに、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もなく、合併後の市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して作成する。

Q & A 4**建設計画とは**

合併するに当たって、住民に対して合併後の将来の姿を示す、いわば市町合併によって新しく誕生するまちのマスタープランの役割を果たすものです。

合併は必要なのか、またどのような効果があるのか、などを確認し、仮に合併した場合の新市のまちづくりビジョンや基本理念を描いたもので、この計画は、住民や議会の議員が合併の適否を判断する材料となるものです。また、さまざまな、財政支援もこの建設計画を基礎として講じられます。

建設計画という名称から、大きな施設や道路などハード事業を連想しがちですが、地域づくりの住民の主体的な活動の支援など、ソフト面の位置付けも重視されており、両面でのバランスのとれた計画が求められています。

**お知らせ****○第4回会議のお知らせ**

日 時／平成16年6月30日(水)午後1時30分
場 所／香南町中央公民館 2階 講堂

○合併協議会の傍聴について

会議開始30分前から先着順に受付します。
(傍聴の定員は、50人以内)

○会議資料等の閲覧について

合併協議会事務局と高松市役所、香南町役場で会議資料や会議録を御覧いただけるほか、ホームページでも御覧いただけます。



高松市
都市イメージキャラクター



香南町
マスクキャラクター
(しまるくん)

編集・発行 高松市・香南町合併協議会事務局

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号(高松市役所6F)

TEL:087-839-2121 FAX:087-839-2125

URL <http://www.takamatsu-kounan.jp>

E-mail m2448@city.takamatsu.lg.jp

合併に関する御意見・お問い合わせ
わせがございましたら、事務局
までお寄せ下さい。

